

\*松山市不妊に悩む方への特定治療支援事業の  
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う所得要件に関する特例措置について\*

(令和2年度版)

令和2年6月以降に申請をされるご夫婦について、「松山市不妊に悩む方への特定治療支援事業の申請をされる方へ」(案内チラシ)に記載の「2. 対象となる夫婦は」の要件「(5) 夫および妻の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計額が730万円未満の夫婦」を満たしていない場合であっても、特例措置の対象となる場合がありますので、下記の図で必ずご確認をお願いします。

令和元年分(H31. 1. 1~R1. 12. 31)の夫および妻の所得の合計額は730万円未満である

はい

通常通り、令和元年分の所得で要件を確認します。

いいえ

新型コロナウイルス感染防止のために治療を延期したことにより、令和2年6月以降の申請となった(特例措置④)

平成30年分(H30. 1. 1~H30. 12. 31)の夫および妻の所得の合計額は730万円未満である

はい

平成30年分の所得で要件を確認します。(特例措置④)

いいえ

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年分(R2. 1. 1~R2. 12. 31)の所得が大幅に減少する見込みである(特例措置④)

はい

令和2年分の所得見込で要件を確認します。(特例措置④)

※所得見込を計算するための確認書類が必要です。詳細はお問合せください。

いいえ

特例措置の対象外です